

平成30年11月13日
(2018年)

「解体工事業」の入札参加希望業種への追加について

平成30年10月31日付け「平成31・32年度競争入札参加資格審査申請における「解体工事業」の取扱いについて」でお知らせしましたとおり、平成31・32年度競争入札参加資格申請（以下「次期申請」という。）から、解体工事業の申請には、解体工事業の「建設業許可」と「経営事項審査の受審」が必要となります。

しかしながら、建設業法改正に伴う経過措置期間が平成31年5月31日まで設けられていることから、平成31年1月に予定している次期申請時点では上記手続きが完了していないことが考えられます。

そこで、経過措置の適用を受けている業者については、次のとおり次期申請終了後でも入札参加希望業種に解体工事業を追加することを認めますので、お知らせします。

1 対象者

解体工事業の新設に伴う建設業法上の経過措置の適用を受ける者（平成28年6月1日時点でとび・土工工事業の許可を受けて解体工事業を営んでいる建設業者）のうち、次期申請時点では上記手続きが完了していない者

2 追加申請の手続き（予定。詳細は追ってお知らせします。）

(1) 申請時期

平成31年4月以降、随時受付。

(2) 申請方法

建設総務課窓口に必要な書類を提出。

- ・建設業の許可証明書又は許可通知書の写し
- ・経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し など

(3) 注意事項

①次期申請において希望業種数が上限に達している場合は、追加申請できません。

※希望業種数

和歌山市内に主たる営業所（本社・本店）を有する建設業者 6業種まで

それ以外の建設業者 5業種まで

②追加申請に伴い、とび・土工工事業の登録総合点数の変更が併せて行われます。

③追加申請から競争入札参加資格名簿への登録まで約1か月を要するため、お早めに申請してください。